

平成26年度 川崎市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度川崎市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|------------------|----------------------------|
| (1) 給水事業所数 | 59社82工場 |
| (2) 年間総契約水量 | 188,460,100 m ³ |
| (3) 1日当たり契約水量 | 516,329 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| ア 川崎縦貫道路関連施設整備事業 | 10,010千円 |
| イ 施設再構築事業 | 1,596,515千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | | |
|-----|-----------|-------------|
| 第1款 | 工業用水道事業収益 | 7,803,787千円 |
| 第1項 | 営業収益 | 7,494,787千円 |
| 第2項 | 営業外収益 | 292,615千円 |
| 第3項 | 特別利益 | 16,385千円 |

| 支 出 | | |
|-----|-----------|-------------|
| 第1款 | 工業用水道事業費用 | 8,285,486千円 |
| 第1項 | 営業費用 | 7,106,448千円 |
| 第2項 | 営業外費用 | 211,538千円 |
| 第3項 | 特別損失 | 957,500千円 |
| 第4項 | 予備費 | 10,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,428,716千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額192,745千円、減債積立金496,007千円及び過年度分損益勘定留保資金1,739,964千円で補てんするものとする。）。

| | | 収 | 入 | |
|-----|------------------|---|---|-------------|
| 第1款 | 工業用水道事業 資本的収入 | | | 1,512,972千円 |
| 第1項 | 企業債 | | | 1,386,000千円 |
| 第2項 | 補助金 | | | 126,942千円 |
| 第3項 | 負担金 | | | 10千円 |
| 第4項 | 固定資産売却代金 | | | 10千円 |
| 第5項 | その他の資本的収入 | | | 10千円 |

| | | 支 | 出 | |
|-----|------------------|---|---|-------------|
| 第1款 | 工業用水道事業 資本的支出 | | | 3,941,688千円 |
| 第1項 | 建設改良費 | | | 3,238,883千円 |
| 第2項 | 企業債償還金 | | | 697,785千円 |
| 第3項 | 補助金返還金 | | | 10千円 |
| 第4項 | その他の資本的支出 | | | 10千円 |
| 第5項 | 予備費 | | | 5,000千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------------------------|----------------------|-------------|
| 平成26年度 施設再構築事業関連経費 | 平成27年度 | 2,873,997千円 |
| 平成26年度 原・浄・配水施設関連経費 | 平成27年度から 平成28年度まで | 1,815,004千円 |
| 新固定資産管理システム ソフトウェア関連経費 | 平成27年度から 平成30年度まで | 24千円 |
| 平成26年度 土地借上料 | 平成27年度から 平成30年度まで | 1,180千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------------------------|-------------|---|---|--|
| 川崎縦貫道 1 路関連施設 整備事業 | 千円 9,000 | 政府資金、銀行その他 から普通貸借または 証券発行(他の地方公 共団体との共同発行 を含む。)による。起 債の時期は当該年度 とする。ただし、事業 進ちよくまたは財政 その他の都合により、 全部または一部を翌 年度へ繰越して起債 することができる。 | 年5.0%以内 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 年度における 利率とする。 | 借入れの日から 30か年以内(据 置期間を含む。)に 償還する。た だし、企業財政 の都合により繰 上償還、償還年 限の短縮または 本議決の範囲内 で借換えするこ とができる。 |
| 2 施設再構築 事業 | 1,377,000 | | | |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,896,880 千円
(他会計からの補助金)

第10条 工業用水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、176,073 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、12,000 千円と定める。

平成26年 2 月 1 8 日提出

川崎市長 福田 紀彦